

第 1 1 9 回奈良国際文化観光都市建設審議会会議録

開催日時	令和 2 年 6 月 3 日（水曜日） 1 0 時 0 0 分～1 2 時 1 0 分		
開催場所	奈良市はぐくみセンター 3 階 健康増進室		
出席者	委員	伊藤忠通委員 魚谷和良委員 大窪健之委員 大西淳文委員 川村容子委員 倉橋みどり委員 下村由加里委員 杉江雅彦委員 中山徹委員 藤田幸代委員 前迫ゆり委員 増井正哉委員 松石聖一委員 山本あつし委員 山本直子委員	
	事務局	西谷忠雄副市長 荻田勝人都市整備部長 鈴木千恵美子ども未来部長 田中実都市整備部次長 野儀あけみ子ども未来部参事 松山美彦都市計画課長 山岡博史都市政策課長 池幡忠彦公園緑地課長 三山和宏開発指導課長 金子和正建築指導課長 東浦一郎子育て相談課長 生田一嘉都市計画課長補佐 他	
開催形態	公開（傍聴人一般 0 人 報道関係者 5 人）	担当課	都市整備部 都市計画課
議題等	<p>（議案）</p> <p>1 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園の変更（案）について（市決定）</p> <p>4・4・1号 柏木公園の変更</p>		
決定又は取り纏め事項	<p>（議案）</p> <p>議案については、可決に至りませんでした。</p>		
議事の概要及び議題等に対する主な意見等			
<p>都市計画公園の変更案及び子どもセンター、第 1 1 8 回審議会での委員からの意見に対する市の見解について事務局より説明</p> <p>大西委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の事前工事実施について、市長が違法性はないと言っていたが何に対して違法性がないのか。奈良市都市公園条例第 6 条には、利用制限できるのは「都市公園に関して」とされている。準備工事でも利用制限できるのか。 ・子どもセンターは、将来のまちづくりを考えて都市機能誘導区域にして建てるべき。市街化調整区域にはふさわしくない。 ・手元資料の浸水に関して、秋篠川に関するものが添付されているが、佐保川はどうなのか。2つの川が氾濫したら、リスクが 2 倍になるのではないか。 ・公共交通について、この場所は空白地域であり、なぜここに子どもセンターを建てるのか。いまだに理解できない。30 年先の人口を想像し真剣に考えてほしい。 <p>松石委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長は今回の都市計画変更が軽微な変更だと言う一方で、都市計画変更を伴わない方法があると言っている。どのような方法なのか。 ・市は「予算化されている」「都市公園は同意を得ている」などと説明をし、国都審を軽視しているのではないか。地元への説明の経緯について調べてきた。1 回目は 1 1 月 2 4 日に住民説明会で 3 0 名出席。2 回目は 3 月 6 日に自治会の代表だけ集めて 4 名出席。以後開催はなしという状況だ。1 1 月 2 4 日の住民説明会の資料について、今日の審議会の資 			

料と異なるのはなぜか。

- ・厚生消防委員会で、市は車での来訪のため駐車場を確保しつつ、主要駅からバスでの来訪も想定していると答弁していた。本日の手元資料を見るとバス路線が来ていないようだが、バス路線がある平松の方が良いのではないか。都市計画公園の変更について、子どもセンター建設を理由にするならば賛成できない。

川村委員

- ・現在の公園利用制限について、奈良市都市公園条例第6条が根拠であるとの市の説明は間違っている。同条例第6条は、都市公園の工事に関する工事のためやむを得ないと認められる場合と規定しており、発掘工事、伐採工事は、都市公園の工事ではなく、同条は根拠とならない。他の根拠による利用制限ができないかということについては分からない。
- ・委員の意見に対して十分な説明がなく不安である。狭義の公園の代わり、憩いの場の代わりをどうするのか、地域防災がどう変化するのかなどこの審議会でも明らかにすべきであり説明がなかったことは残念だ。

伊藤会長

- ・利用制限の違法性についてこの場での結論は出せない。

前迫副会長

- ・国都審はまちづくりや大きな視点、将来性を見込んで考えていく場であり、本来の審議目的に戻すべきである。浸水想定区域、土壌汚染、緑地の大幅減少などへの対応について、市の策が無さ過ぎる。子どもセンターについて他にも候補地がある中で柏木公園に決まったが、公園の代案がない。なぜこうなってしまったのか疑問。議論すべきは公園の減少だが、未来にとって本施設の妥当性（遊水地の役割を果たしていた公園にかわって、本施設がそれ以上に良いものなのか）が分からない。事務局から決定的な理由がほしいところである。

杉江委員

- ・資料にあるように公園の縮小が論点だが、子どもセンターの立地が理由になっており、センターは議会でも予算化されている。センターの建設については、国都審として審議対象ではないが、柏木公園の土地を使うということなので、「そうですか」と流せるものではない。
- ・現在の柏木公園にはグラウンドや遊具、集いの場があるが、市民はどのように利用しているのか。
- ・都市公園法では公園面積の減少について代替地を設けなければならないが、南部生涯スポーツセンターには公園の機能があるのか。
- ・子どもセンターは児童相談所の機能が中心だと思うが、緊急性はどの程度なのか。
- ・これまでの県との役割分担はどうなっていて、今後どう変わっていくのか。
- ・センターには様々な機能を集約すると言うが、どのような組織が連携していくのか。
- ・「グラウンドは利用価値があるが、緑地には価値がない」というのは、バリアフリーや老朽化について市民の要望がなかったのが理由ではないか。柏木公園の緑地の大半が施設化され、狭義の公園が無くなって、柏木公園の隣に子どもセンターを作る感じだが、子どもセンターに公園機能を取り込むのではなく、自己完結型にすべきではないか。また、市として公園を減らして公共施設を建てるのは経験がほとんどないはず。今回が前例となるのは、景観的にも公園機能的にも懸念があるので、「あみかけ」をしておかないといけない。

中山委員

- ・都市計画の視点から言うと、今回は地区公園の面積減少である。市としては決して少なくはないが、日本は公園が狭い国。公園の減少は時代の流れにあっていない。どうしてもここに建てるのであれば代替措置が必要。
- ・グラウンドなら分かるが、憩いの場を減らすことに対して代替措置があるのか。
- ・子どもセンターを建てることで地域の防災がどう変わるのか。

下村委員

- ・国都審は条例第2条のとおり、まちづくりの重要な事項に関することを審議する。未来が知りたい。どういうビジョンがあるのか。私は5次総合計画の策定にも参加しており、事業者としては財政に関心がある。市の課題として、転出超過があげられる。15歳未満人口が平均より少なく、高齢人口は多い。労働人口をどう確保していくか。柏木は新駅に近い場所である。今回はビッグプロジェクトとなる。事務局には大きな視点で説明してほしい。市の将来のビジョンがどうであり、まちづくりがどうであり、センターの役割がどうであるか。柏木地域は混むが、人が通るので、子どもセンターができれば新駅がにぎわうかもしれない。国都審の将来イメージとしては期待が持てる場所かもしれない。

山本直子委員

- ・今日の議論は納得できるものはなかった。新しい資料も目新しいものでない。前回の審議会で提出されて当然のもの。代替案がこれで良いのか。前回の審議会でも大きな問題になったが、事前着工していた。市は国都審がすんなり通ると思い、事業者入札を行ったが、入札も延期すべきだった。市のなし崩し的な姿勢が変わっていない。老朽化は公園としての議論が必要であり、センターのついでではだめである。長寿命化計画との整合も不明。今日の内容では賛成できない。子どもが駆け込む立地ではないと思う。

(事務局)

- ・事前工事の違法性のご指摘について、建築物の建築は許可がないと着工できないが、発掘調査は建築本体外工事でない。調査後は埋め戻す計画。そういう点で違法性はないと考えている。発掘調査は利用制限ではない。
- ・市長が発言した都市計画変更を伴わない方法について、都市公園に定められていない区域に都市計画公園が定められている場合や都市施設に区域を定められている場合は、都市計画法53条の許可により建設できるというもので、そういう手法もあるという話である。今回の場合、すでに都市公園の廃止については同意を得ており、市長は都市計画公園も外す意向である。
- ・11月の説明会時と本日の資料が異なるのは、建物の位置が変わっているからであり、役員へはその都度説明済みである。周辺住民にも説明に回っている。コロナの影響があり説明会という形では開催できなかった。
- ・地元への説明経緯について
 - 11月24日 住民説明会
 - 11月27日 連合会の定例会で説明
 - 12月 周辺住民へ説明
 - 3月6日 役員を通じて地域へ回覧を依頼
 - 3月25日 連合会の定例会で説明
 - 4月 役員に説明
 - 4月28日 周辺住民に説明
- ・アクセスについては、委員の方から交通弱者への対応について指摘を受けており、検討を続けていきたい。他県の児童相談所を参考に工夫していきたい。なお子育て支援センターは市内の駅前にある。
- ・立地については、全国の施設を視察し検討した結果、柏木公園が最適であると判断している。奈良市が求める施設がどこならできるのか。街中だと窓を閉め切り使用するという街中特有の悩みもある。柏木公園ならやすらぎがある。
- ・現在の市民の利用状況については、子どもセンターの予定地はあまり市民の利用が無い部分であり、子どもセンターに遊び場を作っていく考え。
- ・南部生涯スポーツセンターには遊具はない。
- ・児童相談について、対応件数や重症事例が増加中である。児童福祉法の改正により中核市が設置できるよう国が支援を行うとしている5年以内をめどに設置していきたい。
- ・県との役割分担については、現在は市に相談があった場合、市が現場へ行って、県へ連絡し、県が現場へ行く状況。センター設置後も広域的な業務は奈良県と協力してやっていく。
- ・子どもセンターでは、気軽な相談から専門的な相談まで対応できる窓口を設ける。組織改編を適切に行う。
- ・法的な代替地は南部生涯スポーツセンター。公園の減少分の機能は子どもセンターの中でまかなう。市の公園の在り方は定まっていない。今後計画を策定していきたい。

- ・市の公園に関するビジョンについて、市では計画を作成してない。市のビジョンとしては、総合計画、都市計画マスタープランなどがある。
- ・浸水対策として、ルーフ歩道や雨水貯留施設を設置する計画。付近からの避難の受け入れが可能である。
- ・佐保川の浸水想定についてリスクが2倍になるかは調査しておらず、この場ではわからない。

⇒採決の結果、賛成1、反対6、棄権7となり可決にいたらず（会長を除き、出席委員14名）。

<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・委員名簿 ・座席表 ・大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園の変更（市決定） 4・4・1号 柏木公園の変更 ・都市公園法に基づく代替公園について ・議会答弁一覧 ・奈良市の子どもに関する相談や施設利用者の推移 ・子どもセンターへの公共交通アクセス ・（仮称）奈良市子どもセンターイメージパース ・第百十八回 奈良国際文化観光都市建設審議会ご意見と回答
------------	--